

平成 30 年度

定期監査等結果報告書

(商工課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

商工課

2. 監査の範囲

平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）
財務事務並びにその他の事務の執行状況

3. 監査の期間

平成30年4月23日 ～ 平成30年5月30日まで

4. 監査の方法

商工課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務及び事業等に関する事務事業の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

商工課における財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 消費生活相談強化業務委託について

消費生活相談の電話受付業務を委託して年間 100 人あまりの相談者に対し、内容を取りまとめ相談員のスケジュール調整を行っている。今後は、業務のより一層の費用対効果を考え、成果品の内容や契約の履行について定期的に確認し、併せて消費者が悪質商法で被害を受けまいようホームページや市報等で注意喚起されたい。

また、消費者の苦情や相談内容が、相談員に円滑につながられるよう請負業者と相談員との情報を密に共有されたい。

2. 中小企業融資制度について

市内 4 銀行にそれぞれ 700 万円ずつ預託しているが、平成 29 年度の利用実績は 0 件であった。中小企業の事業資金の融資については、平成 30 年 4 月から融資期間の延長や貸付利率の引き下げなどにより融資が受けやすくなっているが、今後は、中小企業の融資に対する要望を聴取し、更なる支援方法を検討し、中小企業融資制度が有効的に活用できるように努められたい。

3. 工業用地の活用について

現在、売却する工業用地はないが、本来の工業用地としての活用をしていない土地の使用が見受けられた。その工業用地は、10 年間の賃貸借契約を締結している。

今後は、工業用地の需要の動向を把握し、社会情勢の変化等を注視しながら、市民の雇用確保と市外への人口流出を防ぐため、本来の目的に合った工業用地の活用に努められたい。

4. 豊前地区職業訓練協会管理運営事業補助金について

人件費相当の補助金を支出しているが、平成 28 年度決算書において、当該年度に余剰金が発生し、翌年度繰越金が発生している。

今後は、補助金が目的に従って使用されているか、交付条件が遵守されているか、及び補助の効果が確保されているかなど実績報告書や付属書類を精査し、適正な補助金の金額について検討されたい。

5. 職業訓練センター賃貸借契約について

職業訓練センターの副会長と賃貸借契約をしているが、会長(=市長)の委任状は

契約書に添付されていなかった。また、賃貸借料の納付方法と期限について不適切な面が見られた。今後は、センターの補助金と同様に会長から委任状をとり、納付期限については、契約書に則った適正な事務処理に努められたい。

6. まちなか交流センター指定管理者について

事業実績報告書について、具体的なイベントの日付や内容などが不明確なもの、決算報告書についても使用料収入はあるが、利用状況が不明確なものが見受けられた。

実績報告書については、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条と協定書及び仕様書との整合性をとり、提出させる必要がある。また、まちなか交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規程に則り、利用申請書の受付や利用許可書の交付についても確認を行い、利用料金が適正に収納されていることも確認されたい。

7. 起案文書について

今回の監査では、起案文書に決裁日、施行日、施行方法、廃棄日のないものが散見された。豊前市文書管理規程及び総務課より通知されている「文書起案の注意事項」に則り適切な事務処理に努められたい。

8. 契約事務について

(1) 契約保証金免除について

契約書の契約保証金を免除する場合の適用条項のないものが見受けられた。

契約保証金を免除する場合においては、財務規則第116条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その適用条項を契約書において明確にしておく必要がある。

また、契約保証金は契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、契約保証金又はこれに代わる担保が納付又は提供されない場合は、財務規則第118条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項を設ける必要があると思われる。適正な事務処理となるよう必要な措置を講じられたい。

(2) 長期継続契約について

長期継続契約とは、法第234条の3の規定に基づき条例で定めたものについて債務負担行為を設定しなくても複数年契約を締結することができるものである。

今回の監査において、賃貸借契約書に長期継続契約である記載がないものが見受けられた。長期継続契約は、予算の単年度主義の特例であることから契約書の記載

に不備のないよう十分注意されたい。

9. 備品台帳の整備について

平成 28 年度に課が新設された時点から備品台帳がないため、早急に備品台帳を整備する必要がある。また、指定管理であるまちなか交流センターの備品についても定期的に現品と台帳を照合し、備品を購入する際や廃棄する際は必ず台帳に記載し、備品の管理が軽視されないことがないよう、効果的な財産の管理に努められたい。